

(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業実施方針の訂正について

このことについて、平成17年12月26日に公表した(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業実施方針を下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後
実施方針 ・ p4 1(1)サ 事業に必要とされる関連 法令等	栃木県公害防止条例	<u>栃木県生活環境の保全等 に関する条例</u>
要求水準書(案) ・ p3 1.5 関係法令等		
要求水準書(案) ・ p20 3.2.16(2) ア 排ガス基準	排ガス(排気筒出口)につ いては、下記の基準を遵守 すること。(ただし、栃木 県公害防止条例等に則り、 これ以上厳しい基準値を 設けることがある)	<u>排ガス(排気筒出口)につ いては、下記の基準を遵守 すること。(ただし、栃木 県生活環境の保全等に関 する条例等に則り、これ以 上厳しい基準値を設ける ことがある)</u>

* 「栃木県公害防止条例」の全部を改正した「栃木県生活環境の保全等に関する条例」が平成17年4月1日に施行されている。